

船体建造中管理に係る船級符号への付記に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編及び B 編
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

船体建造中管理に係る船級符号への付記に関する事項

改正理由

IMO が定めた「ばら積貨物船及び油タンカーの建造に係る目標指向型新造船基準」(IMO GBS) により、新造船の建造においては、管理された透明性のある品質基準に従わなければならないことが要求されるようになった。これに関連し、IACS は、IMO GBS に適合するための対応として、新造時の船体検査の要件を規定する IACS 統一規則 Z23 において、GBS 適用船を念頭に、構造的に重要な場所のアライメント、取付け、ギャップ、溶接形状については、原則検査員立会いにより確認しなければならないことを要求することとし、本会も当該要件に従い検査を実施している。

一方で、近年、GBS 適用船の建造が本格化してきており、業界から、要求される検査の詳細な方法を明確にするとともに、そのような検査を実施して建造された船舶については、他の船舶と区別できるようにして欲しいとの要望が高まってきている。

このような状況を受け、新造船の構造的に重要な場所に対する検査の方法を、ガイドラインの形で取り纏めるとともに、当該ガイドラインに従い検査を実施した船舶に対しては、その旨船級符号に付記するよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 本会が別途発行する「船体建造中管理ガイドライン」に従い検査を実施した船舶に対して、船級符号に“*Hull Construction Monitoring*” (略号 *HCM*) を付記する旨規定した。また、GBS 適用船については、付記に“*Goal-based Ship Construction Standards*” (略号 *GBS*) を追記するよう規定した。(例: *HCM-GBS*)
- (2) GBS 適用船であって、2018 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われた船舶については、「船体建造中管理ガイドライン」に従い検査を実施するよう規定した。また、その他の船舶についても、申し込みがあれば、同ガイドラインを準用して検査を実施することができる旨規定した。

改正条項

鋼船規則 A 編 1.2.7
鋼船規則 B 編 1.1.13, 2.1.2, 2.1.3, 2.1.6, 表 B3.1, 3.8, 4.8, 5.8
鋼船規則検査要領 B 編 B2.1.2